

越谷市立小中一貫校整備PFI事業 仮事業契約書(案) 新旧対照表

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	仮事業契約書(案)(令和4年12月23日)	仮事業契約書(案)(令和4年2月28日修正版)	備考
1	○					2		(2)		(2)事業場所	(2)事業場所 (仮称)蒲生学園:越谷市蒲生旭町2375番1	(2)事業場所 (仮称)蒲生学園:越谷市蒲生旭町2375番1の一部、2380番1の一部	
2	○										* 事業スケジュールの見直しに合わせて、年度、日付等を修正	—	
3		○	4	3		8				事業期間	* 事業スケジュールの見直しに合わせて、年度、日付等を修正	—	
4			33	9		63				契約期間	第63条 本契約の有効期間は、本契約締結日から令和23年3月末日までとする。ただし、事業期間終了日経過時において未履行である市又は事業者の本契約上の義務及びそれに起因して事業期間終了日の経過後に発生した義務は、その履行が完了するまで法的拘束力を有するものとする。	第63条 本契約の有効期間は、本契約締結日から令和22年3月末日までとする。ただし、事業期間終了日経過時において未履行である市又は事業者の本契約上の義務及びそれに起因して事業期間終了日の経過後に発生した義務は、その履行が完了するまで法的拘束力を有するものとする。	

越谷市立小中一貫校整備PFI事業 仮事業契約書(案)別紙 新旧対照表

No	別紙番号	頁	第1	1	(1)	①	a)	項目等	仮事業契約書(案)(令和4年12月23日)	仮事業契約書(案)(令和4年2月28日修正版)	備考
1	別紙1	51			(3)			入札説明書等	(3)「入札説明書等」とは、令和4年12月23日に市が公表した越谷市立小中一貫校整備PFI事業入札説明書及び入札公告後に上記資料に関して受け付けた質問に対する市の回答をいう。	(3)「入札説明書等」とは、令和3年12月23日に市が公表した越谷市立小中一貫校整備PFI事業入札説明書及び入札公告後に上記資料に関して受け付けた質問に対する市の回答をいう。	
2	別紙1	51			(4)			要求水準書等	(4)「要求水準書等」とは、令和4年12月23日に市が公表した越谷市立小中一貫校整備PFI事業要求水準書、添付資料、閲覧資料及び入札公告後に上記資料に関して受け付けた質問に対する市の回答をいう。	(4)「要求水準書等」とは、令和3年12月23日に市が公表した越谷市立小中一貫校整備PFI事業要求水準書、添付資料、閲覧資料及び入札公告後に上記資料に関して受け付けた質問に対する市の回答をいう。	
3	別紙1	52			(12)			現蒲生小	(12)「現蒲生小」とは令和3年8月時点の蒲生小学校を指し、「事業予定地(蒲生)」内の北側に設置されていた小学校をいう(令和4年度中に解体完了予定)。蒲生小と蒲生第二小は、令和4年4月1日に合併したが、本事業では校舎の区別のため「現蒲生小」「現蒲生第二小」という((13)においても同じ)。	(12)「現蒲生小」とは令和3年8月時点の蒲生小学校を指し、「事業予定地(蒲生)」内の北側敷地にある既存小学校をいう。	
4	別紙1	52			(13)			現蒲生第二小	(13)「現蒲生第二小」とは令和3年8月時点の蒲生第二小学校を指し、「事業予定地(蒲生)」内の南側にある小学校をいう。	(13)「現蒲生第二小」とは令和3年8月時点の蒲生第二小学校を指し、「事業予定地(蒲生)」内の南側敷地にある既存小学校をいう。	
5	別紙4	58 ～							*事業スケジュールの見直しに合わせて、年度、日付等を修正	—	
6	別紙4	59		1		①		① 設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価	なお、提案書提出時に使用する基準金利は1.5%とする。	なお、提案書提出時に使用する基準金利は0.9%とする。	
7	別紙5	74 ～							*事業スケジュールの見直しに合わせて、年度、日付等を修正	—	
8	別紙5	75		2				2 維持管理業務のサービスの対価の改定に関する基本的な考え方	・改定方法については、日本銀行調査統計局による毎年6月の「消費税を除く企業向けサービス価格指数」(以下、「企業向けサービス価格指数」という。)を用い、前回改定年度の前年(初回の改定時に対しては令和5年)の1月から12月までの指数の平均値と比較して3.0%を超える差が生じた場合に、表6に定める指標に基づき、次年度分のサービスの対価の改定を行う。ただし、企業向けサービス価格指数が著しく変動した場合は、厚生労働省の毎月勤労者統計調査の結果等も考慮し、市場価格の実態に合うよう、市及び事業者の協議により改定を行うものとする。	・改定方法については、日本銀行調査統計局による毎年6月の「消費税を除く企業向けサービス価格指数」(以下、「企業向けサービス価格指数」という。)を用い、前回改定年度の前年(初回の改定時に対しては令和4年)の1月から12月までの指数の平均値と比較して3.0%を超える差が生じた場合に、表6に定める指標に基づき、次年度分のサービスの対価の改定を行う。ただし、企業向けサービス価格指数の消費税等の税率の変更に伴う変動分については考慮しないこととするともに、企業向けサービス価格指数が著しく変動した場合は、厚生労働省の毎月勤労者統計調査の結果等も考慮し、市場価格の実態に合うよう、市及び事業者の協議により改定を行うものとする。	表6において、「消費税を除く企業向けサービス価格指数」とすることを明記しているため、本文中からは削除